

【件名】

中野区立平和の森公園の拡張について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区立平和の森公園の拡張に関する都市計画原案の説明会、および公園拡張部の整備内容に関するオープンハウスを開催したので、以下のとおり報告する。

1 都市計画原案説明会

（1）開催概要

- ・日 時：令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）19：00～20：30
- ・場 所：新井区民活動センター
- ・参加者数：10 名
- ・説明資料：別紙 1 のとおり

（2）説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙 2 のとおり

2 公園拡張部の整備内容に関するオープンハウス

（1）開催概要

- ・日 時：令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）14：00～16：00  
2 月 21 日（土曜日）10：00～12：00
- ・場 所：平和の森公園南側出入口付近
- ・参加者数：60 名

（2）オープンハウスにおける区民意見の概要

別紙 3 のとおり

3 今後の予定

- 令和 8 年 6 月 都市計画の案の縦覧
- 7 月～ 中野区都市計画審議会への諮問、都市計画の決定  
整備に関するオープンハウス
- 令和 9 年 2 月頃 事業認可
- 令和 9 年度 整備工事

## 都市計画(原案)の説明会

### 東京都市計画公園第4・4・3号 中野公園の変更(中野区決定)

2026年2月27日(金)19:00~20:30

場所:新井区民活動センター

都市基盤部公園課

1

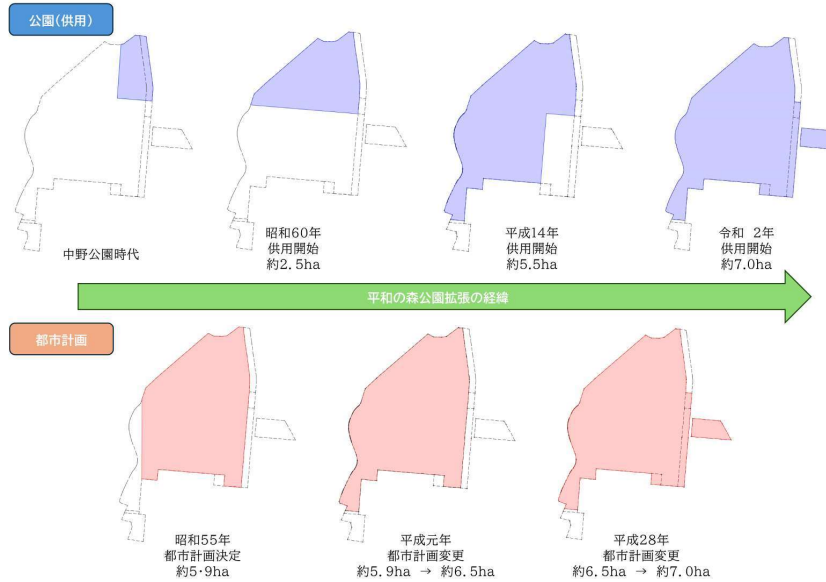
## 本日の説明内容

1. 計画地の概要および  
平和の森公園整備の経緯について
2. 都市計画公園について
3. 本計画の位置づけ
4. 都市計画原案について
5. 今後の予定

2



## 1. 計画地の概要および平和の森公園整備の経緯について



5

## 2. 都市計画公園について

### 都市計画とは

都市計画に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

### 都市計画公園とは

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園。  
都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、面積等を定めるよう努める。

6

### 3. 本計画の位置づけ

#### 【中野区都市計画マスタープラン】

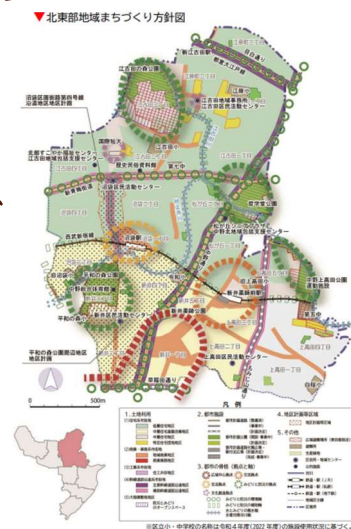
##### 平和の森公園

##### 「みどりと防災の拠点」

まちにうるおいをもたらすみどりのオープンスペースであるとともに、震災時の一時避難場所や市街地の延焼防止としての機能も期待されている。

##### 「北東部地域のまちづくり方針」

一定の広さの土地を活用して広域避難場所を拡充し、防災性の向上を図る方針となっている。



7

### 3. 本計画の位置づけ

#### 【中野区みどりの基本計画】

##### 平和の森公園

オープンスペースや緑地の確保が望まれており、平和の森公園の拡張・再整備による公園機能の充実や緑の拠点の有効活用を図っていくこととされている。



8

## 4. 都市計画原案について

### 【計画書】

### 東京都市計画公園の変更(中野区決定)

東京都市計画公園に第4・4・3号中野公園を次のように変更する。

| 種 別  | 名 称     |       | 位 置        | 面 積    | 備 考                                           |
|------|---------|-------|------------|--------|-----------------------------------------------|
|      | 番 号     | 公 園 名 |            |        |                                               |
| 地区公園 | 第4・4・3号 | 中野公園  | 中野区新井三丁目地内 | 約7.2ha | 防災樹林、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設 |

**理由** 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、防災機能・みどりの拠点等の機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するため、上記のとおり公園を変更する。

※地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園都市公園。

※公園名については、都市計画公園の名称であり、区立公園名称とは異なります。

9

## 4. 都市計画原案について

### 【計画書】

#### 新旧対照表

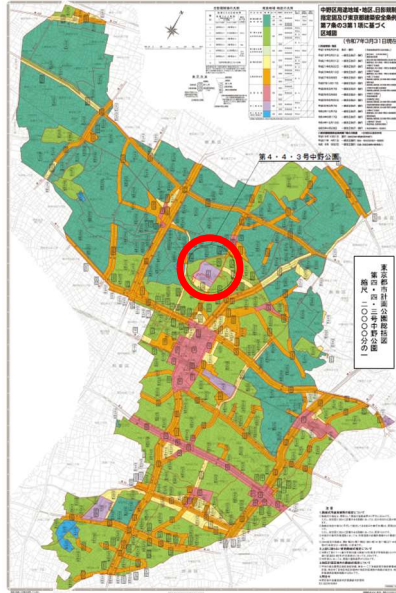
| 種 別  | 名 称     |       | 新<br>旧 | 位 置        | 面 積    | 備 考                                           |
|------|---------|-------|--------|------------|--------|-----------------------------------------------|
|      | 番 号     | 公 園 名 |        |            |        |                                               |
| 地区公園 | 第4・4・3号 | 中野公園  | 新      | 中野区新井三丁目地内 | 約7.2ha | 防災樹林、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設 |
|      |         |       | 旧      | 中野区新井三丁目地内 | 約7.0ha | 防災樹林、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、便益施設、管理施設      |

#### 変更概要

| 名 称                | 変 更 事 項                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第4・4・3号<br>中 野 公 園 | 1 位置の変更 中野区新井三丁目地内 → 中野区新井三丁目地内<br>2 区域の変更 計画図表示のとおり<br>3 面積の変更 約7.0ha → 約7.2ha |

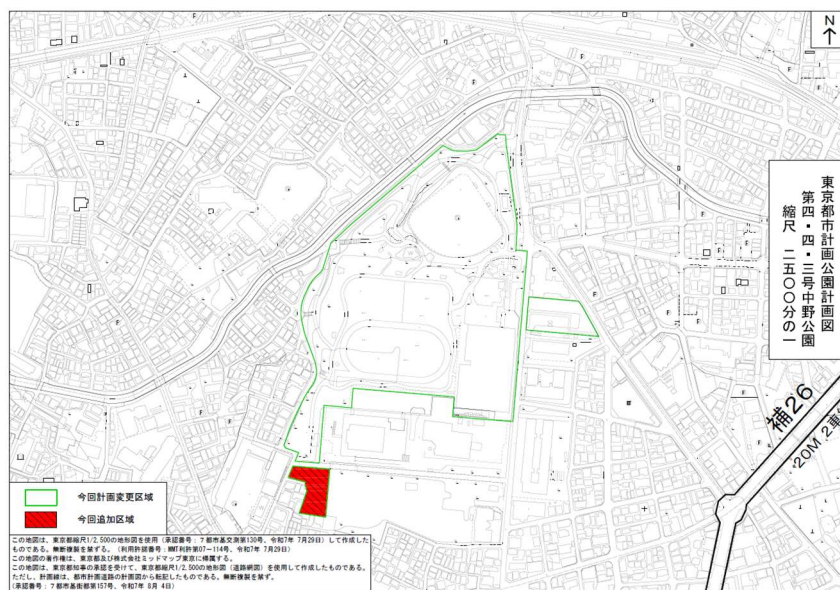
10

## 4. 都市計画原案について



11

## 4. 都市計画原案について



12

## 5. 今後の予定

令和8年2月～

オープンハウスの開催

都市計画(原案)説明会

令和8年度～

都市計画の案の縦覧

中野区都市計画審議会への諮問

都市計画の決定、事業認可

令和9年度～

整備工事

開園

13

ご清聴ありがとうございました

お問合せ  
中野区都市基盤部公園課公園整備係  
TEL:03-3228-5553  
E-mail :koenseibi@city.tokyo-nakano.lg.jp

14

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園  
都市計画原案説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

1 都市計画について

| No. | 意見・質問                                    | 区の見解                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 中野区都市計画審議会とは何なのか。                        | 中野区都市計画審議会は学識者・区民委員・議員等で構成され、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する附属機関である。                                                            |
| 2   | 都市計画は区が決めるのか。                            | 区が中野区都市計画審議会への諮問、答申を経て決定する。                                                                                           |
| 3   | 東京都の関与はあるのか。                             | 都市計画決定にあたっては、都市計画法に基づき東京都知事に協議を行っている。                                                                                 |
| 4   | 旧中野刑務所正門は老朽化しているが、防災機能を目的とする都市計画と整合するのか。 | 整備の主目的は防災機能としてのオープンスペースの確保であり、主に広場等を整備していくものである。なお、旧中野刑務所正門は都市公園法の教養施設として位置づけられており、区として安全性を確認しているため、都市計画上は問題ないと考えている。 |

2 整備について

| No. | 意見・質問                                    | 区の見解                                                                     |
|-----|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 住宅が隣接しており、防犯上フェンスを設置してほしい。               | 道路側・既存公園側は極力フェンスを設けず出入りしやすい構造とする。隣接住宅側のみ防犯上フェンスを設置する。高さ・構造は個別に意見を伺い調整する。 |
| 2   | 公園が避難場所となるなら、フェンスが高すぎると整備内容に合わないのではないのか。 |                                                                          |
| 3   | 建物は旧中野刑務所正門以外に建てられないのか。                  | 保存区域内は文化財保護のため建築物等の設置は出来ない。なお、整備区域内にはベンチ・パーゴラ等の軽微な施設を設置していく。             |

3 その他

| No. | 意見・質問                  | 区の見解                           |
|-----|------------------------|--------------------------------|
| 1   | 工事を行っている敷地内の状況を教えてほしい。 | 現在は旧中野刑務所正門に係る工事中であり、更地となっている。 |

|   |                                                      |                                                                      |
|---|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 2 | 刑務所正門に対し良くない印象があるため、植栽等で景観に配慮してほしい。                  | 公園内には樹木・低木等の植栽を計画し、景観に配慮する。                                          |
| 3 | 拡張区域と既存公園の間にある東京都下水道局の管理通路は、通学路としても利用されていたが今後も通行可能か。 | 管理通路は下水道局敷地であり道路ではないが、これまでと同様に利用できるよう、下水道局と協議を継続していく。                |
| 4 | 区画道路第2号は車両の通行が出来るようになるのか。                            | 区画道路第2号は幅員6mで整備されるが、一般車両通行が可能となるかは、今後の通行規制に関する検討による。                 |
| 5 | 平和の森小学校跡地は将来的に公園になる可能性があるのか。                         | 中野区区有施設整備計画において、平和の森小学校跡地は「複合交流拠点」の整備を予定しており、現状のところでは公園を整備する予定はない。   |
| 6 | 旧中野刑務所正門に屋根等を設置するのか。また、落書き対策などを行うのか。                 | 現時点で旧中野刑務所正門を屋根等で囲うことは計画していない。落書き等の防犯対策としては、防犯カメラを設置し、文化財として適切に管理する。 |

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。

## オープンハウスにおける区民意見の概要

オープンハウスにおいては、平和の森公園の拡張の整備内容について、「良好な整備内容になっている」、「概ね良好な整備内容になっている」、「整備内容にやや修正が必要である」、「整備内容を修正する必要がある」の4段階にて参加者に評価してもらい、理由を聴取した。

聴取した区民意見の概要は以下のとおりとなる。

## 1 良好な整備内容になっている。(31件／60件)

## 主な意見

- ・文化財を保護しつつ防災機能や樹木を兼ね備えた良好な整備内容になっている。
- ・旧中野刑務所正門をきちんと残してほしい。公園にするのはよいと思う。
- ・緑が多くて良いと思う。
- ・単なる公園でなく、区民が心やすめる公園になることを希望する。
- ・まわりの方の意見を良く聞いて、気持ちよく使えるようにしてほしい。など

## 2 概ね良好な整備内容になっている。(18件／60件)

## 主な意見

- ・日影をもう少し多く確保できるような施設などを設置してほしい。
- ・地面をカチカチにせず草地にするなど、自然的な空間にしてほしい。
- ・既存の平和の森公園と一体感のある整備としてほしい。
- ・既存の平和の森公園でもある、迷惑行為をさせないようにしてほしい。
- ・キッチンカーや自販機などの施設を設置してほしい。など

## 3 整備内容にやや修正が必要である。(7件／60件)

## 主な意見

- ・文化財保護のため、夜間は施錠管理としてほしい。
- ・シンボルツリーは、旧中野刑務所正門の周辺に植栽されていた楠(くすのき)がよい。
- ・キッチンカーや売店などがあると良い。
- ・中野刑務所正門があるメリットを感じない。防災機能等を設置したほうがよい。
- ・文化財保護審議会や文化財担当の意見を基に、学術的に説明内容を決めてほしい。など

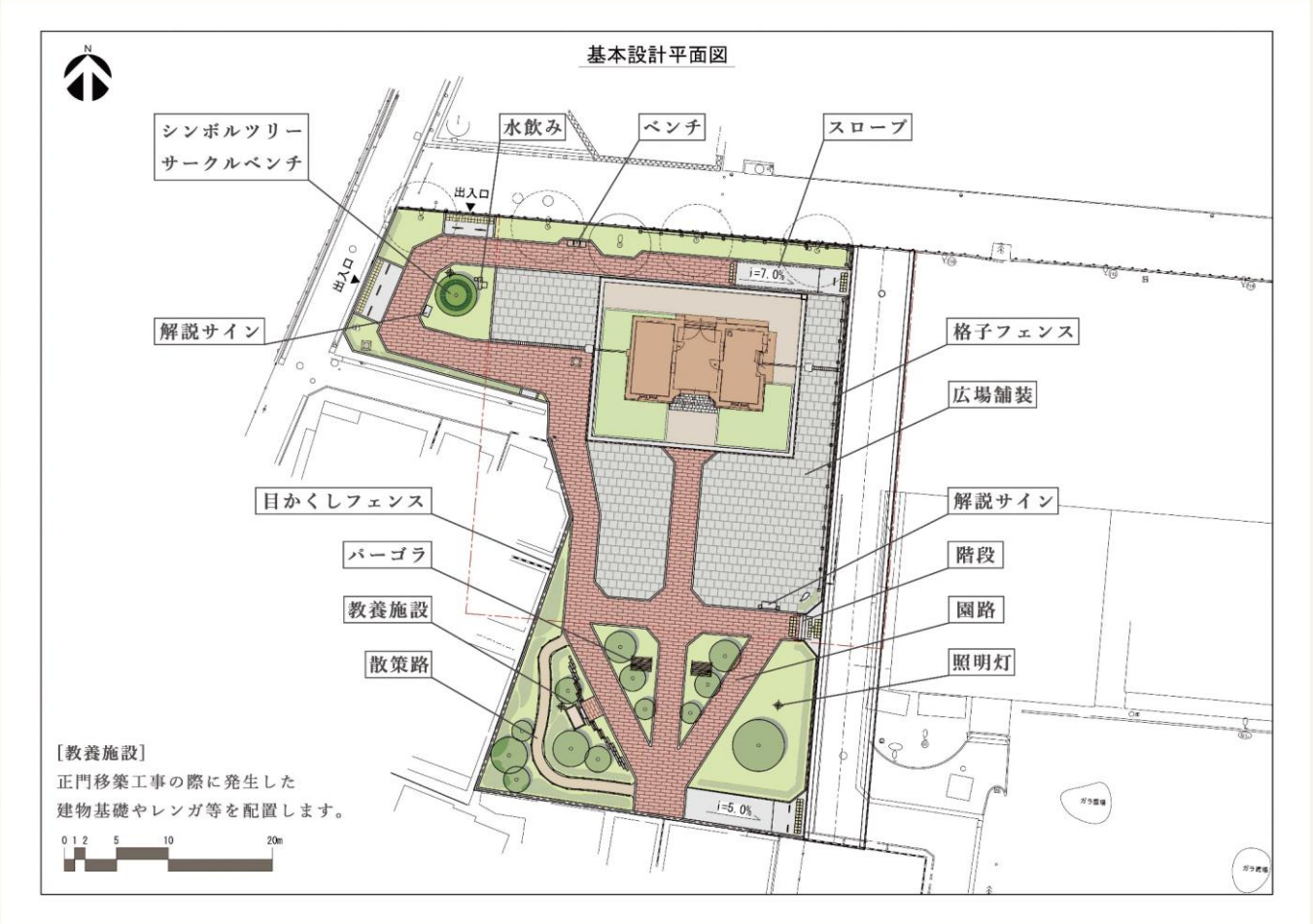
## 4 整備内容を修正する必要がある。(4件／60件)

## 主な意見

- ・住宅に隣接している場所は、目かくしとなるフェンスや高い壁をもうけてほしい。  
出来れば、木やグリーンなどで目かくしになるようなものとしてほしい。
- ・騒音となるため、人がたむろするような場所にはしてほしくない。
- ・公園内は分煙にして、喫煙場所以外での喫煙はしないでほしい。
- ・動物にエサをあげるなどの迷惑行為をさせないでほしい。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。

基本設計平面図



イメージパース

■ 散策ゾーン



■ 南側から正門方向



■ 鳥瞰



※画像は現時点の計画をもとに作成したイメージ図です。